

保育料徴収基準額表【1号認定(教育標準時間認定)】□

階層区分		推定年収	新保育料			
①生活保護世帯		0円	A	0円		
②市町村民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	均等割非課税	~270万円	B	0円		
	均等割課税母子家庭等					
	均等割課税その他世帯					
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	24,300円以下	~360万円	C1	ひとり親世帯等	0円	
				ひとり親世帯等以外の世帯	6,100円	
	24,301円以上 48,600円以下		C2	ひとり親世帯等	0円	
				ひとり親世帯等以外の世帯	6,700円	
	48,601円以上 60,700円以下		C3	ひとり親世帯等	0円	
	ひとり親世帯等以外の世帯	8,700円				
60,701円以上 72,800円以下	C4	ひとり親世帯等	0円			
		ひとり親世帯等以外の世帯	10,100円			
72,801円以上 77,100円以下	C5	ひとり親世帯等	0円			
		ひとり親世帯等以外の世帯	10,100円			
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	77,101円以上 84,900円以下	~680万円	C6	12,300円		
	84,901円以上 97,000円以下				C7	15,700円
	97,001円以上 211,200円以下					
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上		680万円~	C9	21,000円		

【1号認定(教育標準時間認定)子どもの多子軽減の取扱】

・小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園等を利用している場合に保育料を2人目は半額、3人目以降は無料とする。(対象となる期間は、3歳から小学校3年生までの6年間)

・上記のうち、市民税所得割額が77,100円以下である世帯は、対象となる年齢制限を除外する。また、市民税所得割額が77,100円以下であるひとり親世帯等は、第1子から無料とする。